

3. 本人の意思の尊重と自己決定を前提とした利用者ニーズの把握と情報提供

支援費制度は、「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み」を目的としている。従って、その目指すべきところは、徹底して利用者主体であり、本人の自己決定や自己選択が尊重されなければならない。

こうした利用者のニーズを把握するため、当研究班の他の分担研究「施設入所者の生活の場に関するニーズ調査」では、3ヶ所の入所更生施設（定員 60 人・60 人・80 人）に協力を依頼し、全入所者 196 人（現員 56 人・60 人・80 人）に対して、「どこで暮らしたいですか」について聴き取り調査を実施した。その結果、施設生活希望 11%、地域生活希望 41%、意思不明確 11%、聴き取り不可能 37% であった。これに対して、当分担研究において、在籍のまま地域に住んで生活実習をしている 758 人に同じ質問をしたところ、施設生活希望 7%、地域生活希望 69%、不明 8%、無回答 16% であった。

この 2 つの調査を通して明らかになったことは、施設で暮らしたいという人は全体の 1 割前後であり、逆に地域生活希望者は 4 割ないし 7 割であること。また実際に地域生活を体験している生活実習者調査では、不明や無回答が 4 分の 1 程度と少なく、特に地域生活実習者に限定していない全施設入所者調査では、意思不明確や聴き取り不可能が半数近くになっている、ということである。このように、利用者ニーズを把握するに当たっては、本人が利用したいと思うサービスを実際に体験するか、あるいはビデオで見たり見学したりといったことがなければ、抽象的な思考が苦手であるといわれる知的障害のある人達が、暮らしを選択するのは困難であるということは明白である。従って、個別支援計画を作成するに当たっては、徹底した情報提供や体験・実習等を心がける必要がある。

4. 施設から地域に向けての自立支援プログラム～自活訓練事業・職場実習・生活実習～

施設から地域への移行プログラムとして、多くの施設で取り組まれているのが国制度の自活訓練事業及び無認可の職場実習・生活実習である。

今回の調査によると、更生施設 18%、授産施設 42%、トータルで 22% の施設が国制度の自活訓練事業を実施しており、さらに「今後実施を検討する」が 62% もあり、この制度に対する積極さがうかがわれる。平成 15 年度からは児童入所施設も制度の対象となることが決まっており、こうしたニーズに合わせて大幅な予算の拡充が望まれる。

こうした国制度の自活訓練事業以外の無認可の地域移行プログラムとして、多くの施設では、職場実習（全施設の 58%）や生活実習（25%）が取り組まれている。

職場実習の実施状況については、回答施設（回答率：53.3%）だけでも、実施施設は 610 ヶ所・実習生総数 3,081 人となっている。実習内容については企業等実習 66%、福祉的就労 34% で、障害の重い人たちの地域生活が進むにつれて、作業所等の福祉的就労が増えている。また、実習期間については、1 年未満が 32%、1 年から 3 年未満が 22%、3 年以上が 37% となっ

ており、長期の実習生については早急に地域移行を勧める必要があると思われる。

生活実習については、「実施している」と回答のあったのが 270 施設・572 ホーム・実施者総数 1,724 人となっている。生活実習の実施場所では、572 ホームのうち、施設敷地内の専用住宅や職員住宅の活用が 231 ケ所 (40%)、地域にある専用住宅やグループホーム等の活用が 302 ケ所 (53%)、その他 39 ケ所 (7%) となっており、地域住居が半数を超えていている。

このように、入所施設における自立支援プログラムについては、国制度の自活訓練事業だけでなく、その前段階のプログラムとして、地域にある実際の職場や住居を活用して、職場実習や生活実習などが幅広く取り組まれていることが明らかになった。しかし、これら実習生の中には、かなり長期にわたる者もあり、これにあわせて地域移行のための受け皿作りが必要と思われる。

5. 生活実習プログラムと退所への効果

国の自活訓練事業及び無認可の生活実習を実施している 361 施設の中から、4 人以上の対象者がいる 134 施設を抽出してアンケート調査を行い、87 施設からの回答を得た。結果を要約すると、以下の通りである。

- 1) 87 施設の運営主体は、公立施設が 22 と約 4 分の 1 を占めており、施設の比率から見て公立施設の積極さがうかがわれる。施設種別では入所更生が 73 施設と圧倒的に多い。
- 2) 87 施設のうち 57 施設がグループホームを設置 (66%) しており、全入所施設のグループホーム設置率 35% (当研究班の平成 11・12 年度調査) と比較すると、生活実習を実施している施設は当然のことながら、グループホームの設置率も高い。また、87 施設の設置総数は 274 ケ所で、1 施設平均 4.8 ホームとなっており、地域移行後の受け皿として積極的にグループホームづくりが進められている。
- 3) 87 施設のうち、国制度の自活訓練事業のみの実施が 9 施設、無認可の生活実習のみの実施が 45 施設、国制度と無認可の生活実習の両方の実施が 33 施設である。知的障害者の地域移行は、その特殊性から見て長期にわたるトレーニングが必要な場合が多く、6 ヶ月間の国の自活訓練事業だけで退所に至るまでの効果を上げることは困難であり、自活訓練の前段階のプログラムとして生活実習が併用されている。
- 4) 実習中の費用負担については、自活訓練事業は事業助成があるので殆ど公費でまかなわれるが、無認可の生活実習については、家賃、光熱水費、日用品等について利用者が一部負担している施設がある。しかし、平成 15 年度からの支援費制度への移行に伴って、施設入所者の利用料負担が大幅に増額されることになっており、今後は個人負担が難しくなり、生活実習の継続が困難になることが予想される。
- 5) 87 施設における 3 年間の退所総数は 828 人で、そのうち自立者は 453 人 (55%)、非自立者は 375 人 (45%) となっている。1 施設の自立者平均 5.2 人で年間では 1.7 人と、1 人にも満たない全国の年間自立率と比較すると、やはり生活実習実施施設の退所率は高い。また自立者 453 人のうち 257 人 (57%) が生活実習を体験しており、このプログラムが地域移行に大きな役割を果たしている。

- 6) 生活実習の実施によって空いたベッドの活用については、4人定員の居室を3人にするなどの居住環境改善やショートステイの受け入れ、養護学校実習生や地域生活者のUターン対策など、幅広く活用されている。
- 7) 施設から地域移行を進めるに当たっては、利用者や家族、職員の大部分は「もし、失敗したら…」という不安や心配からスタートする場合が多いが、在籍のままでの生活実習を体験することによって、徐々に不安が解消していく場合が多い。特に、職員にとっては地域生活支援技術を身に付けるための、またとない機会となっている。このように、生活実習の効果は極めて大きく、本人や家族、職員が地域生活のよさや援護のあり方を身をもって体験したり、学んだりするための重要な役割を果たしている。

6. 生活実習の実施に対する行政の対応

生活実習を実施している78施設のうち、14施設（18%）が事務指導（監査）で指摘を受けたと応えており、その内容について主なものを列挙すると

- 1) 制度はない
- 2) 措置のままでの施設外での生活は認めない。措置費は施設内で使われるべき
- 3) 地域の中での「生活実習」はグループホームと同じ
- 4) 期間を限定すべき（3ヶ月または6ヶ月）
- 5) 自己負担（家賃・世話人の人件費等）は認めない

といった項目に整理される。生活実習の実施に当たっては、積極的に奨励する県、反対はしないが黙認する県、強硬に反対する県など、自治体によって対応はさまざまである。また、自治体だけでなく、担当者によっても見解が異なる場合も多い。

生活実習は、地域移行のための重要な個別支援プログラムである。この取り組みに対して水を差すのではなく、さらに積極的に取り組めるよう、国の見解を明らかにして各自治体に示す必要があると思われる。

7. グループホームの増設と独立した支援センターの制度化

生活実習実施施設の自立退所者の内訳を見ると、最も多のがグループホームで60%、次いで家庭13%、通勤寮11%となっている。施設から地域への受け皿としては、圧倒的にグループホームが多い。つまり、グループホームがなければ、いくら施設で地域生活のためのトレーニングをしても、移行は困難である。従って、今後入所施設に代わってグループホームを徹底して増やして行く必要がある。

このグループホームの開設に当たっては、住宅の確保が大きな問題となっている。グループホームの指定要件は個室が原則となっており、この条件を満たす既存の建物で4LDKや5LDKの住宅を確保することはきわめて困難である。また都会では住宅があっても家賃が高く、地方ではほとんど借家はない。公営住宅を活用しようとしても、なかなか空きがなかったり、あっても

手狭で使い勝手が悪かったりする場合も多い。こうしたことから、今後グループホームの開設に当たっては、新たな住宅を建てる場合や古い建物の改修費の助成、公営住宅の優先入居など、住宅確保のための徹底した援護制度が必要と思われる。

またグループホームのバックアップについて、1~2ヶ所であれば何とか支援の体制を作れるが、それ以上増やそうとすれば本体施設の処遇低下が懸念され、現状の制度では無理がある、という意見が多くあった。実際に、施設内支援と施設外支援を同時に行うには無理が多い。従って、グループホーム等の地域支援部分を本体施設から切り離し、地域生活支援の拠点となる独立した支援センターを制度化する必要があると思われる。

これら地域生活支援センターの役割は、施設内で完結する支援とは異なり、地域にあるさまざまな社会資源を使って、障害のある人たちの市民生活を創造していくことである。そのためには、一人一人のニーズにあわせたケアプランや各種サービスの提供、また既存の資源の開拓や新たな資源の創造など、高度の援助力と専門性が必要になると思われる。

8. 所得保障と障害基礎年金の有効活用

生活実習者の日中活動を見ると、企業等での実習は全体の4分の1に当たる24%で、施設外での小規模作業所5%、施設所属の作業63%となっており、7割が福祉的就労の場に通っている。これら企業就労の困難の人たちについては、今後施設から退所して地域に移行したとしても、継続して福祉的就労の場に通うことになると思われる。従って、所得についても障害基礎年金しか収入を期待することはできない。

施設に入所していれば、家賃、食費、光熱水費、日用品費、医療費等すべて公費でまかなわれる。しかし施設を退所して地域に移行すれば、その日からこれらはすべて個人負担となってしまう。この経済的格差はあまりにも大きく、これが地域移行を阻害する大きな要因になっている。

現実的には、障害基礎年金で地域生活を維持することは難しく、グループホーム生活者の中には、家族からの仕送りや施設入所時に貯めた虎の子の預金を取り崩しながら暮らしている人達もいる。こうした所得の問題を解決するための方策として、最も期待されるのは年金の増額であるが、現実的には困難であり、次善の策として、グループホーム入居者の家賃補助や入所施設並みの医療費の無料化、交通費補助など、低所得を補填するための何らかの対策が必要であろう。また生活保護の活用も考えられるが、実際的には受給要件が厳しく、また家族からの「そこまでして施設から地域に移行しなくても…」という反対もあって、グループホーム入居者の生活保護受給者は極めて少ない。

また今回の調査の中に、家族が年金を管理しているために自由になるお金や預金がなく、そのために地域への移行が困難になっている、という意見が多くあった。これらについては、「障害年金はだれのためにあるのか、そして何のためにあるのか」ということを、原点に戻って家族と話し合い、地域生活への理解を深めていく必要があると思われる。

9. 地域移行への阻害要因と家族の不安の解消

地域移行（退所）を阻害する要因についての回答の中で、最も多かったのが「家族の意識」であり、次いで「所得保障」、「制度の貧困」、「施設長・職員の意識」と続いている。本人の最大の代弁者であるべき家族が、自立（地域移行）に対しては、最も大きな阻害要因になっているという皮肉な結果である。では、なぜ家族は地域移行に反対するのであろうか。それはこれまでの施設中心型福祉の中で、障害のある人達が地域で暮らす支援の仕組みについて理解できないか、また理解してはいても、そのことに信頼をおくまでには至っていないからである。従って、施設から地域への移行に当たっては、在籍のまでの「生活実習」等を体験しながら、徐々に本人や家族の不安を解消していくことが必要となる。

今回の調査において、生活実習を実施したことによる本人や家族、職員等の変化を浮き彫りにすることができた。それらを総括すると、当初は家族の殆どが生活実習の実施に不安を持っていたが、本人の地域生活への希望や自立への意欲、また地域生活に適応していく様子や生き生きとしている姿を見て、多くの家族がそのことを素直に受け止め、施設だけが生活の場ではないことを徐々に理解していく、というような前向きな回答が多かった。しかし、それでもなお「生活実習は良いが、措置解除をして地域移行は反対」という家族も多い。こうした家族の不安を解消するためには、まず何よりも施設と同じ位の安心感が持てるような地域支援の仕組みを作り上げていくことが必要である。と同時に、「選択」と「自己決定」を基本とした新たな支援費制度の理念や障害者基本計画に基づく今後の障害者施策の方向性について、十分なる理解を求めることが必要であろう。

10. 障害の重い人たちの地域移行と地域支援体制の整備

生活実習実施者の状況を見ると、障害程度については重度・最重度者が 41%、年齢は 40 歳以上が 53%、施設在籍年数では 10 年以上の長期在籍者が 58% を占めている。こうした障害の重い人や高齢の人たちが施設を出て地域に移行していくためには、入所施設と同じくらいの手厚いケアが必要となる。にもかかわらず、グループホームは重度加算を加えても入所施設の約 2 分の 1 程度の補助金であり、ホームヘルプを活用しようとしても、知的障害者を対象としていない市町村は多い。

平成 14 年度の知的障害関係予算を見ると、入所施設、通所施設、在宅対策の比率はおおむね 7 : 2 : 1 の割合になっており、在宅対策についてはホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、グループホームの 4 事業を合せても、予算全体の 1 割にも満たない実態となっている。

障害者基本計画の生活支援の基本方針として、「利用者本位の考え方方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する」ということが掲げられている。この理念に則って、早急に生活支援体制の整備を図らなければ、すべての障害者に対して豊かな地域生活を実現することは困難であり、いくら本人や支援者が地域移行に対して積極的に取り組んでも、地域での受け皿がないために、その努力が徒労に終わってしまうことになる。

障害者基本計画の理念を実現するためには、入所、通所、在宅の予算比率を 7 : 2 : 1 から 5 : 2 : 3 に転換し、徹底して地域生活支援の基盤整備を図っていく必要があると思われる。

平成 14 年度 厚生労働科学研究「知的障害者の利用者主体の地域生活援助サービス推進に関する研究」

児童入所施設・入所更生施設・入所授産施設・通勤寮 地域生活移行実態調査（第一次調査）

※本調査票の回答に当たっては、平成 14 年 9 月 1 日を基準にご記入下さい。

施設名		記入者名	
住 所	〒	施設種別	児童入所・入所更生・入所授産・通勤寮
電 話		F A X	

1. 貴施設では、国制度の自活訓練事業を実施していますか？

- ①実施している ②実施していないが今後検討する ③今後も実施の予定はない

2. 貴施設では、在籍のまま、「生活実習」（自活訓練・自立訓練等）を行っていますか？

※「生活実習」とは、入所者の地域生活への移行や生活の質の向上を目指して、措置のまま、地域住居等

において、「より普通に近い生活形態」で、少人数での生活を体験することにより、独立自活に必要な社会適応能力を高めることを目的とした「自立支援プログラム」のことです。1 週間以内の「宿泊体験」は除いて下さい。

- ①行っている ②行っていないが今後検討する ③行っていない。また今後も行う予定はない

↓

3. 場所と箇所数、人数を教えて下さい。

場 所	①地域にある 専用の住宅	②施設敷地内に ある専用の住宅	③施設敷地内にある 職員住宅等の活用	④地域にあるグルー プホーム等の活用	⑤その他()
箇所数					
人 数					

4. 貴施設では、一般企業や福祉的就労の場などで「職場実習」を行っていますか？

- ①行っている（企業実習 人・作業所等福祉的就労の実習 人） ②行っていない

↓

5. その期間と人数を教えて下さい。

期 間	1 年未満	1 年～3 年	3 年～5 年	5 年～10 年	10 年以上	合 計
人 数						

6. 貴施設では、知的障害のある人達を、厨房や用務等の「補助職員」として採用し、賃金を払っている例がありますか？

- ①ある → 人数は 人 ②事例はない

7. 貴施設では、地域移行や就労を前提とした「個別支援計画」がありますか？

- ①ある ②これから作成する ③作成する予定はない

8. 同封の「地域生活移行のための個別支援計画作成ガイドライン」に関するご意見、ご感想をお聞かせ下さい。研究班としましては、更に有益な資料となるよう検討を重ねて参ります。

--

※ 本調査票の回答にあたっては、平成14年9月1日現在でご記入下さい。

※「生活実習」とは、利用者の地域生活への移行や生活の質の向上を目指して、措置のまま、地域にある住居等の「より普通に近い生活形態」で、少人数での生活を体験することにより、独立自活に必要な社会適応能力を高めることを目的とした「自立支援プログラム」のことです。国制度の自活訓練事業を含めて、在籍のままで地域生活をしている場合は、すべて「生活実習」に入れて下さい。

1. 施設の概要

		記入者名	(職名 :)
施設名		所在地	() 都道府県
電話番号		運営主体	①公立公営 ②公立民営 ③民立民営
施設設置年度	T・S・H 年度	施設種別	①児童入所 ②入所更生 ③入所授産
入所定員	定員 _____ 人 · 在所者数 _____ 人 · うち重度者 _____ 人		
グループホーム等 設置状況	あり：国制度 _____ ケ所 · 自治体制度 _____ ケ所 · その他 _____ ケ所 なし：		合 計 _____ ケ所
地域生活援助サー ビスの実施状況	就労・生活支援事業 生活支援事業 療育等支援事業 その他()なし		

2. 生活実習の概要

		国制度の自活訓練事業	「生活実習」
「生活実習等」 の名称		自活訓練・自立訓練・生活実習・生活訓練 その他() · 名称なし	自活訓練・自立訓練・生活実習・生活訓練 その他() · 名称なし
原則としての 実施期間	あり(_____ ヶ月) · 延長(あり・なし)	あり(_____ ヶ月) · 延長(あり・なし)	
保護者への説明 と同意書の有無	説明の方法： 同意書の有無(あり・なし)	説明の方法： 同意書の有無(あり・なし)	
職員 の 支 援 体 制	職員配置	専 任() 人 · 兼 任() 人 非常勤() 人 · その他() 人	専 任() 人 · 兼 任() 人 非常勤() 人 · その他() 人
	宿直の 有無	あり：毎日・週() 日 なし：	あり：毎日・週() 日 なし：
	食事の 提供 (○印を)	平日(朝食/昼食/夕食) · 休日(朝食/昼食/夕食) 提供者(職員・非常勤・施設から運ぶ その他:) 食事の場所(自活訓練棟・施設内食堂 その他:)	平日(朝食/昼食/夕食) · 休日(朝食/昼食/夕食) 提供者(職員・非常勤・施設から運ぶ その他:) 食事の場所(自活訓練棟・施設内食堂 その他:)

3. 生活実習実施状況（国制度の自活訓練事業は()内に再掲して下さい）

場 所	地域のアパートや一戸 建ての専用住宅	施設敷地内の 専用住宅	施設敷地内の職員 住宅等の活用	グループホーム 等の活用	その他 ()	合 計
箇所数						
人 数						

4. 過去3年間（平成11年度～平成13年度の3年間）の退所者数と生活の場の状況
 「自活訓練事業」及び「生活実習」を経て退所した人は、（ ）に再掲で記入して下さい。

①自立

	通勤寮	福祉ホーム	グループホーム等	単身	結婚	家庭	職場寮	その他	合計
男性	()	()	()	()	()	()	()	()	()
女性	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

②非自立

	他施設移動	家庭	病院	死亡	その他	合計
男性	()	()	()	()	()	()
女性	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()

5. 「生活実習」にかかる費用負担について（該当欄に○をつけて下さい）

	国の自活訓練事業			その他の「生活実習」		
	措置費で賄う	利用者自己負担	その他の負担方法	措置費で賄う	利用者自己負担	その他の負担方法
家賃						
食材料費						
光熱水費						
日用品費						
職員等の人工費						
その他（ ）						

「他の負担方法」で、特別な策を講じている場合：

6. 在籍のまま、「生活実習」を実施した場合の空き部屋の利用方法について

例：4人部屋→2人部屋、短期入所の活用等

7. 「生活実習」開始前と開始後の、利用者、保護者、職員の変化や影響、反応などについて

① 利用者：

② 保護者：

③ 職 員：

8. 「生活実習」の実施に当たり、行政との話し合いや行政の対応、その後の経過などについて

- ①実施に当たっての連絡や承認等：特に連絡はしない・事務連絡・承認を受ける（○をつけて下さい）
- ②事務（監査）指導等について：指摘されたことはない・指摘された（○をつけて下さい）
- ③「指摘された内容」を教えて下さい。

9. どうすれば「生活実習」が取り組みやすくなると思いますか。意見や要望などご自由にお書き下さい。

10. 地域移行（退所）を阻害する要因について、ご意見があればお書き下さい。

例：施設長や職員の意識の問題・保護者の反対・所得保障の問題・地域住民の反対運動・住居確保の困難性
 グループホーム世話人の確保・制度の貧困性など

11. 9月1日現在の「自活訓練事業」及び「生活実習」対象者について（人数が多い場合はコピーしてご記入ください）

① 性別	② 年齢	③ 障害の程度	④ 施設の在籍年数	⑤ 制度活用の有無	⑥ 実習の場所	⑦ 日中の活動場所	⑧ 生活実習の実施期間	3年以内の退所の見通し	
								○印をつけて下さい	⑨ 「あり」の予想退所先 「なし」の理由
1								あり	なし 下記の番号で 自由回答
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

① 性別：1（男性）・2（女性）

② 年齢：1（20歳未満）・2（20～29歳）・3（30～39歳）・4（40～49歳）・5（50～59歳）・6（60～69歳）・7（70歳以上）

③ 障害の程度：1（軽度）・2（中度）・3（重度）・4（最重度）

④ 施設の在籍年数：1（1年未満）・2（1～3年未満）・3（3～5年未満）・4（5～10年未満）・5（10～20年未満）・6（20年以上）

⑤ 制度活用の有無：1（国の自活訓練事業）・2（その他の生活実習）

⑥ 対象の場所：1（地域のアパートや1戸建ての専用住宅）・2（施設敷地内の専用住宅）・3（施設敷地内の職員住宅）・4（グループホーム等の活用）・5（その他）

⑦ 日中の活動場所：1（企業等就労）・2（企業等実習）・3（施設所属の作業）・4（施設外の小規模作業所等）・5（その他）

⑧ 生活実習の実施期間：1（6ヶ月未満）・2（6ヶ月～1年未満）・3（2年未満）・4（3年未満）・5（3年以上）

⑨ 「あり」の予想退所先：1（グループホーム等）・2（単身）・3（家庭）・4（会社寮）・5（その他）

12. 「生活実習」を実施している人全員の「聞き取り調査」

《質問1》施設での生活と「生活実習」を比べて、どうでしたか？

生活実習がよかったです	施設の方がよかったです	わからない	無回答	合計

《質問2》「生活実習」で、いやなこと、心配なことはありますか？

はい	いいえ	わからない	無回答	合計

《質問3》「生活実習」を続けたいと思いますか？

続けたい	続けたくない	わからない	無回答	合計

《質問4》これから、どこで暮らしたいと思いますか？

親兄弟と一緒に	仲間とグループホームで	アパートで一人で	結婚して2人で	施設で	その他()	無回答	合計

《質問5》「質問4」で、施設を退所したいと答えた方は、何年くらいで施設を退所したいと思いますか？

1年以内	2年以内	3年以内	3年以上	わからない	無回答	合計

《質問6》施設を退所するにあたって心配なことはありますか？

心配あり	心配なし	無回答	合計

ご協力ありがとうございます。

分担研究

重度の障害のある人が利用する地域生活援助事業(グループホーム)に関する調査

高濱 潔・中里 誠・小林 繁市

1 はじめに

平成13年度の「全国地域生活援助事業(グループホーム)に関する研究」において、国制度によるグループホームの実態調査の分析結果をまとめた。この研究はグループホームの全体像を把握することが目的であったが、多様な形態をもつグループホームの個々の実態を知ることで、今後の地域生活支援のあり方を求める資料とすることができるのでないかと考え、研究を継続することとした。

今回は、最近各地で取り組まれるようになった重度の障害のある人や自閉症の人たちが利用するグループホームについて、できるだけ詳細な実態を調査することとした。

2 調査の目的と方法

平成13年に行った全国実態調査では、下表のように利用者の障害程度別で中度、軽度合わせて76.1%と大半を占めているが、最重度・重度の人も合わせて22.7%あり、前回の9.8%の2.3倍になっている。7人とわずかながら強度行動障害の人も入居している。

	強度行動障害	最重度	重度	中度	軽度
平成13年	0.1	1.6	21.1	43.5	32.6
平成6年	—	0.1	9.7	47.6	36.7

これまでに、重度加算の創設、入居要件の簡素化、運営主体の拡大など大幅な規制緩和がされたことにより、今後、一層重度の障害のある人や自閉症の人たちが利用するグループホームが増加することが予想される。その中で、重度の障害のある人や自閉症の人たちのみが利用するグループホームの実態を把握することで、その運営上の課題や解決策を探ることを目的とする。

調査の方法は、神奈川県及び愛知県から数カ所ずつ、重度の障害のある人や自閉症の人たちのみが利用するグループホームに調査票を送付し、世話人及びバックアップ施設に記入を依頼することとした。

調査票送付は平成15年2月はじめに行い、3月中に回収できたのは下記の10ヶ所である。

グループホームの名称	運営主体	所在地	入居者
ナウシカ	社会福祉法人 風の谷	神奈川県相模原市	自閉症 5人
グループホームみどりがおか	地域生活センター	横浜市中区	重度 2人、自閉症 2人
ホットケーキ	社会福祉法人 翔の会	神奈川県茅ヶ崎市	重度 2人、自閉症 2人
きやんばす	社会福祉法人訪問の家	横浜市栄区	重心 4人
仲間の家	社会福祉法人 愛光園	愛知県大府市	重心 4人
おあしす	〃 〃	〃 〃	重心 4人
ふれあいの家シャローム	社会福祉法人 さぶらん会	名古屋市熱田区	重度 2人、自閉症 3人
ながおさホーム	社会福祉法人あさみどりの会	名古屋市中村区	自閉症 4人
わらび第1ホーム	〃 〃	愛知県三好町	重度 1人、自閉症 3人
わらび第2ホーム	〃 〃	〃 〃	自閉症 4人

回収した結果をみると、上記のホーム入居者合計42人中54.8%の23人が自閉症の人であり、28.6%の12人が重症心身障害の人であった。障害の重い人といつても、重症心身障害のように身体介護に重点をおかなければならぬ場合と自閉症の人のように人間関係調整に気を遣わなければならぬ場合とでは、ホームの運営方法に違いがでてくる。そうしたことでも今回の調査で知ることができた。

3 調査結果と分析

(1) 重度の障害のある人を入居者とした経緯

ア 動機について

「重度の障害のある人が、入所施設を利用せずに地域で暮らし続けるために、生活経験を重ねる場が必要となつたため」「重度の障害なかでも自閉症の人が、地域で暮らしていくために、生活経験を重ねる場が必要であったため」「心身ともに重度の障害をもつていても、親亡き後、病院や施設ではなく地域の中で暮らしていきたいとの願いから」「重い障害を持った人の多くは、在宅か入所施設かの二者選択の生活しかないと想うため、生活の選択肢を増やすことを目的としてグループホームをたちちあげた」と、いずれも障害の重い人であっても地域で暮らし続けることができる場を提供したいという思いが動機になっている。

イ 開設から認可までの経緯

「通所施設を開設した平成10年より、通所施設のADL訓練室にて全利用者の体験宿泊を実施し、ニーズの掘り起こしを行う。平成12年に障害者福祉に理解のある地主さんを地域の方に紹介され、それを契機に具体化に向けて動き出した。」(ナウシカ)

「平成元年から開所した通所更生施設で「ナイトケア」として1泊2日、2泊3日と宿泊訓練を開始(当初は園や近くの勤労文化会館などを使用)。平成4年から一軒家を改造した「わいわいハウス」ができる(平成3年より利用者の一人が親の病気のため週3泊の利用を開始、平成7年には週5泊になる)。平成7年より県単独事業「生活ホーム」の指定を受ける。

「園利用者の家族とともに平成7年「生活ホームを考える会」を発足。さまざまな話し合いを重ね、8年に「ホームを創る会」に移行。親とともに土地さがしから始め、資金も出していただき平成9年にホームが完成した。」(仲間の家)

「当法人の通所更生施設の利用者から、グループホームでの生活を希望する人たち2名と親・職員間で相談して、平成5年4月より、法人がレスパイトケアのために借りていた家を利用して、週1回の宿泊体験を行う。宿泊体験を通じて、生活する上で必要な介助内容や環境づくりの整理、グループホーム職員予定者との信頼関係づくりを行う。そして、住宅改造が可能な住宅が見つかり、改造終了後、平成6年3月1日にグループホームをスタートさせた。」(きやんばす)

「昭和57年開設した通所授産施設に、当初から宿泊用の和室や浴室を設備し、重度や自閉症の人2人ずつ数日間のナイトケアを始めた。昭和60年生活実習棟を新築し、2~3ヶ月単位で希望者の生活実習を始めた。希望者が増えたため、平成元年生活実習棟を増設してグループホーム棟を建設した。国制度が開始されたが、直ちに許可されることなく認可までの間は、利用者負担により運用していた。平成元年に父親有志による「自律生活を援助する会」が発足、障害基礎年金の中から積み立てを始めた。」(わらび第1ホーム)

障害の重い人のグループホームを開設している運営主体には通所施設が多く含まれている。通所施設側が、親亡き後も地域で暮らし続けることを目指す運動をおこし、親たちがこれに同調していく過程が調査した結果からうかがえる。具体的には、地域の日中活動の場を利用しながら、

地域で暮らし続けるための準備を数年重ねた上で、グループホームの開設にこぎ着けているようである。その間に入居者も親たちも地域で暮らすことの意義を認識していき、グループホームの生活に早く馴染めていくことにつながっているようである。

(2) 重度の人たちが入居して得た効果

「開設前は障害の重いことを理由に「自分の子は無理」と決めつけ、入居を希望する人は数人であったが、重度の人たちが入居して1年以上が経過した現在、入居を希望する人はあきらかに増加した。」(ナウシカ)

「家族以外の人との共同生活について、自分の子どもにそれが可能か、という思いがあったようだが、生活を重ねるにつれ、その生活に慣れ、自立心も芽生えたように感じる。家族の方も自分の時間を持つことが出来、外出やカルチャースクールなども可能となった。」(ホットケーキ)

「在宅生活時は、洋服や髪型等すべて親が決めていることが多かったが、グループホームでは職員と共に自分のお金を管理し、自分で洋服や髪型を決めている。自分の責任のもと、いろいろなことを決めていくことによって自信につながり、生活する上で『ハリ』になってきたように思われる。養護学校時代の教員が来て“たくましくなったね”と言われる」(きやんばす)

「ホームが完成するまで、様々な形でレスパイト、ショートステイなどしてきたが、ホームができるあがると同時に、次々と保護者が倒れ、そのままグループホームに移行という展開になり、本人たちが早い段階で自立に向かうことができた。自分の生活を受け容れることで、精神的にたくましくなったことがうかがえる。同様に保護者の安心感が強い。」(おあしす)

平成13年の調査で、グループホームを開設するとき苦労したこととして、「家族の了解を得ること」が36.6%あった。一つにはわが子の障害が重いことからの躊躇とグループホームで安心感が得られるかという不安からくるものと思われる。上記のように実際に経験することで、親子ともに自立できることが効果として現れている。

入所施設から移行した人の場合、「入所更生施設の大集団の生活から4人の小集団に移ったことにより、落ち着いて生活できるようになった。生活能力が向上した。」(ながおさホーム)とグループホームにおける生活に入居者の発達が促進される効果があることを示している。

(3) グループホームの環境

ア 周囲の環境

いずれも住宅地の中にあるが、密集した地域はないようである。自閉症の人の場合、時折、奇声を上げたりパニックになって大声になったりすることがあるので、民家に隣接している場合は気を遣わなければならない。コンビニや飲食店など入居者が買い物などに出かけられる環境のところが多い。バス停から徒歩で3~15分のところにあり外出に公共交通機関が利用できる。

イ 建物について

借家が5ヵ所、法人所有が4ヵ所、保護者会所有(法人が賃借)が1ヵ所となっている。

木造2階一戸建てが7ヵ所、木造平屋一戸建てが1ヵ所、鉄筋コンクリート造の2,3階部分使用が1ヵ所、木造2階建ての2階全室使用が1ヵ所である。

ホーム使用の延べ面積は、123~277m²であるが150m²前後が4ヵ所となっている。

居室は6畳(押入付き)で、エアコン・照明器具、またはエアコン・照明器具・ベッドがホームの設備で、他は入居者の持込となっているところがほとんどである。

共用設備としては、リビングルーム兼食堂、風呂、トイレ、洗面所、洗濯場があり、トイレは2ヵ所以上もっている。トイレ3ヵ所、風呂2ヵ所というところもあり、障害の重い人を介助するには多いほうがよいと思われる。重症心身障害の人が入居する2階建てのホームでは、ホーム

エレベーターやリフトを設置している。

(4) 入居者の状況

※A=全介助者数 B=コミュニケーション困難又は不可

ホーム名	性別・年齢	障害内容・療育手帳判定別	A	B	日中活動の場	ヘルパー
ナウシカ	男 5、25～29	自閉症・A 5人		5	通所更生施設 5	あり 4
みどりがおか	男 4、28～35	知的・A 2人、自閉症・A 2人	2	3	デイ2、通更2	あり 4
ホットケーキ	男 4、24～27	知的・A 1人、自閉症・A 3人			通所授産施設 4	なし
きやんばす	男 2、38・38 女 2、38・46	重症心身障害・A 2人 重症心身障害・A 2人	4	4	通所更生施設 4	あり 3 なし 1
仲間の家	女 4、32～41	重症心身障害・A 4人	2	3	通所更生施設 4	あり 1
おあしす	男 4、31～33	重症心身障害・A 4人	3	2	通所更生施設 4	あり 1
シャローム	男 5、30～36	知的・A 2人、自閉症・A 3人	5	4	通所授産施設 5	あり 5
ながおさ	男 3,女 1 29～49	自閉症 4人		1	通所授産施設 4	なし
わらび第1	男 2,女 2 22～40	知的・A 2人、自閉症・A 2	1	4	通所授産施設 4.	なし
わらび第2	男 4、31～3	自閉症・A 1人・B 3人		4	通所授産施設 4	なし

男女比では男が 42 人中 33 人で 78.6 %と圧倒的に多い。自閉症の出現率が男性に高いこととも関係しているようだ。そのことは、コミュニケーション困難又は不可が 30 人 76.2 %を占めていることにも現れている。コミュニケーションに障害があることにより、人間関係でトラブルを起こすことが多く、スタッフはその予防と調整に悩まされている。全介助の人は 17 人 40.5 %であるが、身体介護の必要はなくとも金銭管理、服薬管理、外出などが全介助であったり、入浴・排せつなどが一部介助の人が多く、人手がかかることにかわりはない。

ホームヘルパーを利用している人が 18 人 42.9 %ある。平成 13 年の調査では全体で 3.2 %であったのに比べて高率となっている。支援費制度に向けて市町村のホームヘルパー派遣事業が充実しつつあることもあって、平成 15 年度から利用する予定のところもある。

利用内容は、外出支援がほとんどであるが、重症心身障害が入居するホームでは、週 3～5 日 1 回 3～4 時間、食事・排せつ・入浴・衣服の着脱等の介護を受けているところがあった。

入居前の生活の場については、入所更生施設からが 3 人のみで、あの 39 人は在宅からであった。バックアップ施設が入所更生施設 1 カ所以外すべて通所施設であったためである。

(5) 支援スタッフが行っている支援の内容

今回の調査の一番のねらいは、日々支援スタッフが具体的にどのような支援を行っているかを時間で表現することであった。調査をお願いした現場のスタッフには大変迷惑をかけたが、現場の動きがよく把握できたのではないかと思う。この部分については、記載された調査票を一部補正して転記した。

■ナウシカ

【平 日】 ※非常勤職員は、4 人のうち 2 人が交替で勤務している。

時	世話人が行っている支援の内容	※世話人=世、非常勤職員=非①、非②
14	世話人	非常勤職員①
		30～00 B、D の帰ホームの付添
15	00～45 A、C の帰ホームの付添	00～30 D の買い物の付添
16	45～00 A の風呂掃除の見守り 00～A の買い物介助(選択支援)	45～各部屋の掃除 30～A の夕食の用意
		非常勤職員②
		00～30 E の帰ホームの付添
		B、D、E のお茶の用意
		00～B の洗濯物たたみの介助

17	00～Aの歯磨き介助		00～後かたづけ、食器洗い
18	30～Cの買い物の付添 10～Cのこづかい帳記入の手伝	00～Dの夕食の用意 30～B、Eの夕食の用意	00～Eの入浴介助 Eの歯磨き介助
19	30～Cの夕食の見守り 00～Dの服薬の用意	10～Cの夕食の用意	
20	30～Cの入浴誘導 30～Cの風呂上がり介助	00～Bの入浴介助 Bの歯磨き介助	※②は 20:00 まで勤務
21	00～Cの目薬介助、服薬用意	00～トイレ掃除 30～Bをトイレに誘導	
22		00～Bの就寝介助	

6	00～玄関・外回りの清掃	00～洗濯物を干す	
7	Bの洗顔介助 Aの歯磨き介助	Dの食事用意 B、Eの食事用意 A、Cの食事用意	
8	00～A、C、Dの通所付添	00～B、Eの通所付添	

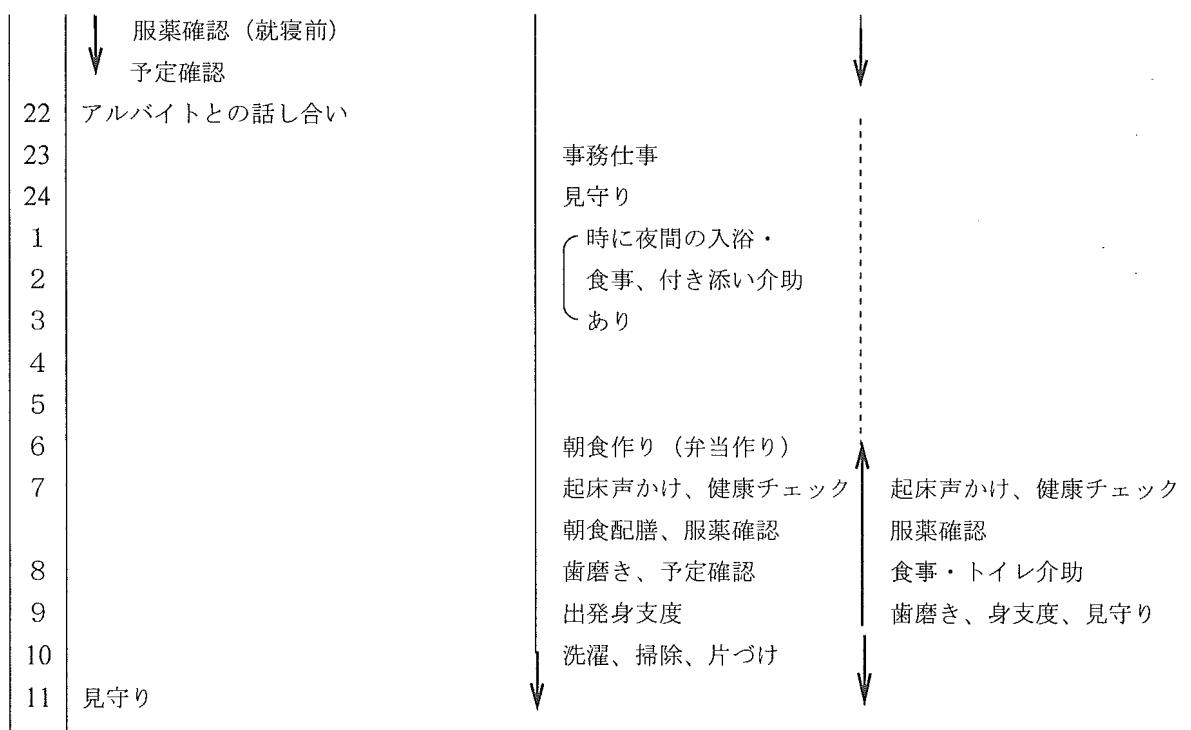
夕食は4回、朝食は3回に分けて提供している。全員が自閉症の人であることから、手間がかからっても一緒に食事するときの混乱を避けるため、このように時間差を設けているようである。

他の場面でも同様の配慮が見られるが、日常生活において一部介助でよいとしても、本人のストレスをためないためにも必要なことである。

■グループホームみどりがおか

【平 日】

時	世話人が行っている支援の内容		
14	泊まりなし職員		
15	夕食作り	泊まり職員	アルバイト
16			
17	体調チェック 服薬確認（夕方） お風呂をわかす	体調チェック	
18	話し相手 落ち着かない方がおられると 常時付き添い対応	トイレ介助 入浴介助	話し相手 見守り
19	夕食配膳 食事介助 片づけ	食事介助、服薬確認 洗濯、歯磨き介助	入浴介助
20	お風呂声かけ 話し相手 歯磨き介助	見守り トイレ介助	話し相手 歯磨き介助 予定確認
21	就寝声かけ、付き添い	就寝付き添い	



【休日】

時	世話人の行った支援の内容
8	泊まりあり職員
9	食事づくり
10	実家への迎え
12	昼食介助、服薬確認 歯磨き、トイレ介助
13	自室掃除
14	見守り
15	泊まりなし職員
16	夕食作り 服薬確認 話し相手、予定確認
17	夕食配膳 食事介助、服薬確認
18	トイレ介助 入浴介助
19	食事介助、服薬確認 歯磨き介助
20	洗濯
21	トイレ介助、就寝付き添い
22	見守り

日常生活全介助が2人と自閉症2人という組み合わせのため、個別対応の連続となっている。世話人がアルバイトとの話し合いを取り入れていることは、お互いの信頼関係を保つために大切なことである。

■きやんばす

【平 日】

時	世話人が行っている支援の内容	
	(世話人)	(非常勤職員)
14		
15	30 せんたく取り込み 夕食準備	30 せんたく取り込み
16	00 お茶を飲む介助	00 お茶を飲む介助
17	00 トイレ介助 夕食準備	00 トイレ介助 夕食準備
18	00 夕食配膳(食事形態調整等) 30 食事介助	00 夕食配膳(食事形態調整等) 30 食事介助
19		
20	30 入浴準備 00 入浴介助	後片づけ(食器洗い等) 00 トイレ介助 後片づけ(食器洗い等)
21		00 入浴介助
22	30 歯磨き介助 ↓ 就寝準備	00 歯磨き介助 就寝準備
23		00 トイレ介助
2		00 トイレ介助
5		00 トイレ介助
6		00 朝食準備(調理)
7		00 配膳(食事形態調整等)
8		00 朝食介助
9		00 歯磨き・トイレ介助、整容
10		通所付添、掃除、洗濯
11		↓

【休 日】

時	世話人が行っている支援の内容	
		(非常勤職員)
5		00 トイレ介助
6		00 朝食準備(調理)
7		00 配膳(食事形態調整等)
8		00 朝食介助

9	(世話人)	
10	00 外出準備	00 歯磨き・トイレ介助、整容 掃除、洗濯
11	30 外出付添(買い物等)	
12	食事介助	
13	トイレ介助	
14	移動介助等	(非常勤職員)
15		30 せんたく取り込み 夕食準備(調理)
16	30 ホーム帰宅	
17	00 お茶を飲む介助 トイレ介助	00 トイレ介助 配膳(食事形態調整等)
18	00 夕食配膳(食事形態調整等)	30 食事介助
19		後片づけ(食器洗い等)
20		00 トイレ介助 後片づけ(食器洗い等)
21		00 入浴介助
22		00 歯磨き介助 就寝準備
23		00 トイレ介助
2		00 トイレ介助
5		00 トイレ介助
6		00 朝食準備(調理)
7		00 配膳(食事形態調整等)
8		00 朝食介助
9		00 歯磨き・トイレ介助、整容
10		通所付添、掃除、洗濯
11		

記述は簡単であるが、全介助の人4人が入居するホームとしては、一つひとつの介助に手間と時間がかかる。世話人1人と非常勤職員1人、アルバイト1人の3人で1日を過ごしているようで、そのためには、非常勤職員4人とアルバイト10人のスタッフを用意している。

■仲間の家 【平 日】

時	世話人が行っている支援の内容	※世話人=世A、世B、アルバイト=ア
13		世B 掃除・洗濯・片づけ
14		各部屋セット・買い物等

15	00 世A 夕食調理 各部屋セット	(おあしすでの勤務を兼ねる)
16	00 世A→仲間を「愛光園」に迎えに行く。 園にて引き継ぎ。	↓ 帰宅
17	45 世A・ア→仲間をホームまで移動（A、Bは準備をすれば自力でのめる） 全員水分補給（C、Dは介助必要）世A→食事づくり	
18	00～30 世A随時A、C、Dトイレ介助、ア→Aと入浴 30 夕食 世A・ア→C、D食事介助、服薬あり	
19	↓ 全員歯磨き介助、B服薬、食事後片づけ	(セッティングなどは全員介助必要)
20	45 世A・ア→全員の部屋のふとんの準備、入浴準備、検温、トイレ介助	
21	00～30 世A→Cと入浴（全介助） ア→他の3人の見守り、トイレ介助等	
22	30～00 世A→Dと入浴（全介助） ア→B着替え、就寝準備→ふとんまで移動	
23	00～30 世A→D着替え、服薬、就寝準備 ア→Bと入浴（一部介助）・湯船の出入りは全介助	
24	D コールがあれば見に行く→着替え、ふとんのかけ直し等 C 発作の有無、体位変換、トイレ介助等 B 睡眠浅いため添い寝、トイレ介助等、室温湿度調整 A 呼ばれれば見に行く、室温調整等	
25	②夜 勤	
6	45 世A→ A起床、着替え、トイレ介助	
7	00 世A→朝食づくり、A、B着替え等	7:30～ア勤務
8	00 ア→D着替え、トイレ介助、 30 朝食 世A・ア→D、B食事介助、	9:00 世B出勤
9	世A・ア→通所施設へ車で移動介助	↓ 掃除・片づけ
10	00 園に到着、園スタッフに引き継ぎ、世A・ア→記録を書き終業	洗濯等

【休 日】

時	世話人の行った支援の内容
	<p>◎基本的には、現在週末は家庭で過ごしている。（本人の希望と体制的な面、本人の身体と精神的な限界もあり）</p> <p>◎休日ホームで過ごす場合は、個別で外出等は現状では難しく、全体で一緒に動くようにする状態（買い物、食事、ドライブ等）</p> <p>◎体調によっては一日ホームで休養する場合も多い。（ほぼ平日に同じ）</p>

全員が重症心身障害のため全介助である。夜間も宿直ではなく夜勤でなければ対応できない。

■おあしす

【平 日】

時	世話人が行っている支援の内容	※世話人=世、パート職員=パ、アルバイト=ア
16 00	世→利用者を「愛光園」に迎えに行く。日中職員より日中の様子を引き継ぎ。	
30	ホームへ帰宅	
17 00～ティータイム	世・パ→利用者4人の移動介助・荷物運び 世→投薬管理・お茶準備、D水分摂取、Bの見守り	
18	パ→Aトイレ介助と水分摂取、C水分摂取 ア→C、Bの入浴後の塗薬・更衣の手伝い(世またはパの補助)	
	世またはパ→夕食準備(世→Dのミキサー食準備、Bの食前薬準備)、	
19	Aトイレ介助	
	世→D食事介助 ア→A食事介助・食後歯磨き パ→C食事投薬介助	
20 00～世→D歯磨き・検温・トイレ介助、パ→C歯磨き・検温・トイレ介助、		
	ア→B、A歯磨き・検温・トイレ介助、世→D入浴・更衣介助	
21	世→A投薬・入浴介助 洗い物・洗濯	
22 00～〈入床〉C入床移動・吸入薬・気管支拡張剤処方等の介助、Aトイレ介助、D投薬介助		
	〈記録表・連絡帳記帳〉 ※22:30から世話人のみ勤務	
	入床・入眠チェック D姿勢変換(右側臥位～仰向け～左側臥位の間で落ち着く姿勢変換	
23	ふとん・睡眠管理 を2時間ぐらいで行う)	
24	(適温調整)	
5	D起床→投薬 おむつ交換	
6	食事準備→ Dのみの食事開始(7:30)、投薬準備(C、B)	
7 30～パ、ア→朝の支度(洗顔・トイレ・更衣)介助、食事介助、B見守り		
8		
9	通所施設へ車で移動	

【休 日】 平日と同じ

仲間の家と同じく重症心身障害の人たちで、1人を除いて3人が全介助である。世話人1人とハウスキーパー1人、アルバイト2人（交代勤務）というスタッフ構成のため、世話人は週3～4回の夜勤と過重な負担をしている。

■ふれあいの家シャローム

【平 日】

時	世話人が行っている支援の内容		
13	世話人A	世話人B	世話人C
14		00～食材準備	
15 00	洗濯物整理 お茶の準備	00～夕食作り	00～居室整理 送迎